

生活保護法指定介護機関に関する届出について

※福井市以外に所在する事業所の手続きとなります。

	現行	令和8年4月1日より
指定 (平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けている場合)	福井県地域福祉課に指定申請書、誓約書の提出が必要です。	福井県地域福祉課に指定申請書、誓約書の提出が必要です。
指定 (平成26年7月1日から介護保険法の指定を受けている場合)	生活保護法の指定は、みなし指定とされます。	生活保護法の指定は、みなし指定とされます。
名称等の変更・廃止・休止・再開・処分	福井県地域福祉課に生活保護法の届出の提出が必要です。	<u>介護保険法の届出と同一の事由に基づく生活保護法の届出があったとみなされます。</u>
生活保護法の指定のみ辞退	福井県地域福祉課に辞退届の提出が必要です。	福井県地域福祉課に辞退届の提出が必要です。

担当：福井県健康福祉部地域福祉課 保護・恩給グループ
電話番号：0776-20-0327
メールアドレス：chifuku@pref.fukui.lg.jp